

■資料編

野田市児童福祉審議会条例

昭和52年4月1日

野田市条例第11号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平31条例20・令5条例14・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、野田市エンゼルプランの策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。
- (3) 児童の福祉に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (4) 野田市エンゼルプランの推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (5) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(平25条例33・全改、令5条例14・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童委員を代表する者
- (2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 母子寡婦福祉会を代表する者
- (4) 青少年相談員を代表する者

- (5) 子ども会育成団体を代表する者
- (6) 学童保育所を利用する保護者を代表する者
- (7) 保育所を利用する保護者を代表する者
- (8) 保育所事業者を代表する者
- (9) 幼稚園事業者を代表する者
- (10) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (11) 自治会を代表する者
- (12) 商工団体を代表する者
- (13) 子育て支援事業所を代表する者
- (14) 労働者団体を代表する者
- (15) 学識経験者
- (16) 関係行政機関の職員
- (17) 関係教育機関の職員
- (18) 公募に応じた市民
- (19) その他市長が必要と認めた者

(平18条例33・平24条例18・令元条例13・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平24条例18・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門委員会)

第7条 審議会に、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査させるため、規則で定めるところにより、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員は、市長の推薦により会長が指名する。

3 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

5 委員会は、調査した事項について、審議会に報告する。

6 審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項について審議し、市長に意見を述べる。

(平31条例20・全改)

(意見の聴取等)

第8条 審議会及び委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平31条例20・追加)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平31条例20・追加)

児童福祉審議会委員名簿

任期：令和5年7月15日から令和7年7月14日まで
(令和7年3月現在)

野田市児童福祉移審議会条例 第3条に基づく区分	委員氏名	備考
第1号 児童委員を代表する者	川鍋 友江	野田市民生委員児童委員協議会
第2号 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者	◎ 小林 幸男	野田市社会福祉協議会
第3号 母子寡婦福祉会を代表する者	○ 森田 邦子	野田市母子寡婦福祉会
第4号 青少年相談員を代表する者	瀧川 雅子	野田市青少年相談員連絡協議会
第5号 子ども会育成団体を代表する者	篠塚 功	野田市子ども会育成連絡協議会
第6号 学童保育所を利用する保護者を代表する者	豊田 沙紀	野田市立学童保育所保護者会
第7号 保育所を利用する保護者を代表する者	鈴木 直人	野田市立保育所保護者会
第8号 保育所事業者を代表する者	中野 由紀子	公立保育所指定管理者
第9号 幼稚園事業者を代表する者	渡辺 竜太	野田地区私立幼稚園協会
第10号 一般社団法人野田市医師会を代表する者	岡田 一芳	野田市医師会
第11号 自治会を代表する者	小倉 幸雄	野田市自治会連合会
第12号 商工団体を代表する者	荒巻 幸子	野田商工会議所女性会
第13号 子育て支援団体を代表する者	古屋 真由美	特定非営利活動法人

野田市児童福祉審議会条例 第3条に基づく区分	委 員 氏 名	備 考
第 14 号 労働者団体を代表する者	深井 祐輔	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会
第 15 号 学識経験者	古橋 和夫	常葉大学名誉教授
第 16 号 関係行政機関の職員	藤本 司	松戸公共職業安定所野田出張所長
第 16 号 関係行政機関の職員	小熊 良	柏児童相談所長
第 17 号 関係教育機関の職員	遠藤 恵美子	柳沢小学校長
第 18 号 公募に応じた市民	米田 博	
第 18 号 公募に応じた市民	川村 岩	

◎は会長、○は副会長（敬称略）